

# 千葉県報

定例  
令和3年10月22日

## 目次

○ 千葉県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県生活習慣に関するアンケート調査の実施	一
○ 土地改良区定款の変更認可(三件)	一
○ 千葉県収入証紙売りさばき人の指定	二
○ 選挙管理委員会告示	二
○ 白子町議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	二
○ 公安委員会告示	三
○ 警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	三
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)	四
○ 特定調達公告	一六
○ 入札公告(二件)	一六
○ 落札者等の公告(二件)	一八

## 規則

千葉県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十月二十二日  
千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第八十四号  
千葉県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
千葉県漁業近代化資金利子補給規則(昭和三十八年千葉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊦」を削る。  
附則  
この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

千葉県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十月二十二日  
千葉県知事 熊谷 俊人

## 告示

千葉県規則第八十五号  
千葉県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
千葉県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年千葉県規則第八十号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊦」を削る。  
附則  
この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

## 告示

千葉県告示第五百八十三号  
千葉県生活習慣に関するアンケート調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。  
令和三年十月二十二日  
千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 調査の名称  
千葉県生活習慣に関するアンケート調査
- 二 調査の目的  
県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 三 調査事項  
県民の健康に係る生活習慣に関すること。
- 四 調査の範囲  
満十五歳以上の県民のうち知事が選定するもの
- 五 調査の期日  
令和三年十一月一日現在で行う。
- 六 調査の方法  
知事が、四の者に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
- 七 結果の公表  
知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第五百八十四号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市上

郷南和土地改良区の定款の変更を令和三年十月十二日付けで認可した。

令和三年十月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、長狭中央土地改良区の定款の変更を令和三年十月十二日付けで認可した。

令和三年十月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、山武郡中央土地改良区の定款の変更を令和三年十月十二日付けで認可した。

令和三年十月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第五百八十七号

千葉県収入証紙規則(昭和三十三年千葉県規則第十二号)第六条の二第二項の規定により、次のとおり千葉県収入証紙売りさばき人を指定した。

令和三年十月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

売りさばき人の 名称	売りさばき人の 所在地	売りさばきの場所	指定年月日
有限会社エス・ エス商事	市原市八幡六九五 番地三	市原市八幡海岸通一 二番地 D I C 株式 会社第二厚生棟売店 内	令和三年十月八日

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第四十八号

令和三年八月三日付けをもって長生郡白子町第一〇二番地一大家貴充から提出のあった同年六月六日執行の白子町議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和三年十月二十二日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

裁 決 書

千葉県長生郡白子町第一〇二番地1  
審査申立人 大家 貴充  
東京都豊島区南池袋2丁目4番7号  
池袋パークビル1階EVEE法務行政書士事務所  
同代理人 特定行政書士 戸川 大冊

上記審査申立人から、令和3年8月3日付けをもって提起された同年6月6日執行の白子町議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

事 案 の 概 要

1 事案の要旨  
本件は、令和3年6月6日執行の白子町議会議員補欠選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関し、候補者であった審査申立人(以下「申立人」という。)が、白子町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対して異議を申し出たところ、町委員会がこれを棄却する決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定の取消しを求めるとともに、本件選挙の当選人の当選を無効とし、申立人を当選人とすべき旨の裁決を求める審査の申立てを提起したものである。

2 前提事実

本件選挙には、申立人及び梅澤哲夫(以下「梅澤候補」という。)の2名が立候補したが、本件選挙執行の結果、白子町選挙会は、同日、申立人の得票数を3,196票、梅澤候補の得票数を3,197票として梅澤候補を当選人として決定し、これを受けて町委員会は、同日、梅澤候補を当選人とする旨の告示をした。

申立人は、同月10日に町委員会に対し、本件選挙の当選の効力に関し不服があるとして異議の申出をした。

町委員会は、同月30日に本件選挙における全投票の再点検調査を行い、この結果、申立人の得票数を3,195票、梅澤候補の得票数を3,196票であるとして、同年7月13日に申立人の異議申出を棄却する旨の決定をし、申立人は、同月15日、決定書の交付を受けた。

申立人は、同年8月3日、当委員会に本件審査の申立てをした。

申立人の主張の要旨

別紙「当事者の主張の要旨」(以下「別紙」という。)申立人の主張欄に記載のとおり、原決定における、梅澤候補の有効票3,196票のうち、10票が他事を記載したものととして無効である。

さらに、無効票215票のうち、5票が申立人の有効票である。

また、町委員会による、「投・開票事務ノート」なるマニュアル本を論拠とした投票有効性判断は承服できず、決定書の理由付記に不備がある。  
その結果、梅澤候補の得票数は3,186票、申立人の得票数は3,200票となることから、原決定を取り消し、本件選挙の当選人を申立人とすべきである。

#### 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、町委員会から弁明書及び証拠書類を、申立人から反論書及び証拠書類をそれぞれ徴した。また、町委員会及び申立人に対して職権による質問を行うなど、慎重に審理し、その結果は、次のとおりである。

#### 第1 法律及び判例並びに判断の方針について

##### 1 公職選挙法第67条について

##### (1) 公職選挙法第67条の趣旨

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)では、投票の効力につき、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない」と規定している。

その趣旨は、投票の秘密保持、選挙の公正確保に意を尽くしながら、投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等もっぱら形式的要素を基準として選挙人の意思を客観的に推測し、選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、例えば、投票の記載が拙劣、不明確、不正確であっても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、できるだけ投票を有効としなければならないというものである(逐条解説公職選挙法(上)650頁以下同旨)。

##### (2) 判例

かかる投票の効力についての判断につき、判例は以下のように述べている。

##### ア 候補者名と一致しない場合等(昭和31年2月3日最高裁判所判決)

候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもつて投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めらるべきであつて、これを候補者でない者に対する投票と認めらるべきではない。

##### イ 考慮すべき事情等(昭和42年9月12日最高裁判所判決)

投票を有効と認定することにつき、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならぬ。公職選挙法67条が、同法68条(無効投票)の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならぬ。

人の投票意思の認定にあつては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもつて、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを特定の候補者の得票と解するような判断の仕方にはわかに容認しがたい。

##### ウ 混記の場合等(平成4年7月10日最高裁判所判決)

公選法67条後段の規定の趣旨に徴すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによつて選挙人がどの候補者に投票する意思をもつて投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものととして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであつて、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤つた記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。

##### 2 公選法第68条第1項第6号について

公選法第68条第1項第6号は、投票につき、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」(以下「他事記載」という。)を無効とする規定している。

この趣旨は、かかる投票は、秘密投票制の原則を侵し選挙の公正を阻害するおそれがあるからであつて、これが殊更に選挙人の何人であるかを表すものとして記載されたものであると認められる場合は格別、そうではなく無意識又は不用意に附されたものと認められる場合においては、投票を無効とすべきではない(昭和29年2月8日東京高等裁判所判決同旨)。

##### 3 本件選挙における当委員会の判断の方針

(1) 以上を踏まえ、当委員会は、本件選挙における投票の有効性及び他事記載該当性を判断するに当たつては、投票の記載に拙劣、誤字、誤記、脱字等が存在し、候補者の氏名と一致しない投票であつたとしても、意識的に他事を記載したものであると認め、その記載された文字を全体的に考察することによつて選挙人がどの候補者に投票する意思をもつて投票をしたかを判断し得るときは、その候補者への投票として有効であり、当該拙劣な文字、誤字、誤記、脱字等は公選法第68条第1項第6号の他事記載には当たらないと判断するものとする。このように考えることは、文字

を書くことに不慣れ・不得手な選挙人（本件選挙における選挙人名簿登録者の約5割が65歳以上の高齢者である）の選挙権行使の意思を尊重する結果となり、公選法第67条の趣旨に合致するものと考えらる。

(2) その他公選法第68条第1項該当条項について  
 本件においては、公選法第68条第4号の「一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの」及び同項第8号の「公職の候補者の何人かを記載したかを確認し難いもの」に該当するか否かという観点からも判断を行うものとする。以上のとおり、当委員会は、上記の基準に基づき、審査申立書及び反論書で申立人が主張する本件選挙の投票の効力について検討する。

第2 当委員会の判断

1 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載した票

申立人は、梅澤候補の有効票と決定された、別紙その1に記載の10票（別記1-1、同1-4、同1-5、同1-13、同1-19から同1-22まで、同1-24及び同1-25）について、意識的に符号ないし暗号となるような何らかの記載をしたものであり、公選法第68条第1項第6号で規定する有意的他事記載に該当し、無効である旨を主張し、また、他事記載により無効と決定された別紙その1に記載の1票（別記2-16）について、申立人の有効票である旨を主張している。

(1) 別記1-1

梅澤候補と申立人の氏は、両者ともに平仮名で4文字であるが、1文字目と2文字目には明瞭に「うめ」と記載されており、全4文字のうち半数の2文字が梅澤候補の氏と同一である。

また、3文字目は判読し難いが、その右上に濁点が記載されている。梅澤候補の氏の3文字目は「ざ」であるが、申立人の氏の3文字目は「つ」であり、申立人の氏には濁点がない。

さらに、4文字目は、一筆書きで記入したものとすれば、「わ」と類似している。

以上を考え合わせれば、「うめざわ」と判読することができることから、梅澤候補への投票として有効であり、一方でこれを公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはできない。

(2) 別記1-4

3文字目と4文字目には明瞭に「ざわ」と記載されており、全4文字のうち半数の2文字が梅澤候補の氏と同一である。

また、1文字目は「う」との類似性があり、2文字目は、一筆書きで記入したものとすれば、「め」と類似している。

以上を考え合わせれば、「うめざわ」と判読することができることから、梅澤候補への投票として有効であり、一方でこれを公選法第68条第1項第6号の他事記

載に該当すると判断することはできない。

(3) 別記1-5

「うめざ」まで記入したが、それに続く文字が単に不完全になった記載と解すべきであり、上記第1の3(1)のとおり、記載文字の誤字が存在しても投票意思の明認を妨げるものとはいえないことから、これを全体として見れば、「うめざわ」と記入する意思があったと判断できるため、梅澤候補への投票として有効であり、一方でこれを公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはできない。

(4) 別記1-13

梅澤候補と申立人の氏は、両者ともに平仮名で4文字であるが、1文字目と2文字目には明瞭に「うめ」と記載されており、全4文字のうち半数の2文字が梅澤候補の氏と同一である。

また、3文字目は判読し難いが、その右上に濁点が記載されている。梅澤候補の氏の3文字目は「ざ」であるが、申立人の氏の3文字目は「つ」であり、申立人の氏には濁点がない。

さらに、4文字目は、明瞭に、「わ」と記載されている。

なお、抹消痕について、昭和30年4月27日最高裁判所判決によれば、「右の投票にはその表面にCとの記載があり、ただその裏面にDなる記載を一本棒を引いて抹消してあるというに過ぎないのであるから、原判決がこれを書損した文字を抹消したにとどまり意識的な他事記載とは認め難い」としてCに対する有効投票に算入したのは正当であつて、論旨は理由がない」とされており、抹消痕と意識的な他事記載とは区別している。3文字目の抹消痕については、書き誤った文字を抹消したにとどまり、意識的な他事記載とは判断し難い。

以上を考え合わせれば、「うめざわ」と判読することができることから、梅澤候補への投票として有効であり、一方でこれを公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはできない。

(5) 別記1-19

二重の間隔が文字の位置によって相違しており、申立人が主張する飾り付けであるとすればデザインに一貫性が認められない。また、特に曲線部分でその幅が大きくなっており、鉛筆の先端の一部が割れた状態で記載した場合などには、このような記載となることから、この記載をもって公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはできない。

(6) 別記1-20

「、」は、氏と名の間に付された習慣性のものでして無意識に付された点と解するべきであり、公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはできない（昭和25年9月29日仙台高等裁判所判決同旨）。

(7) 別記1-21 「一」は、その位置、形状及び濃淡から見て、書き初めに無意識に付着したものと解され、上記(6)と同様に、公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはできない。

(8) 別記1-22、同1-24及び同1-25 斜線は、記入の前後に無意識又は不用意に付された斜線と解され、意識的に何らかの含みをもって目印をしたものと解することはできないことから、上記(6)と同様に、公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはできない。

(9) 別記2-16 候補者の氏又は氏名に、所属政党名、選挙区、出身地等を付記した投票は、これを他事記載のある投票と認めるべきではないが(昭和26年5月9日広島高等裁判所判決同旨)、この投票のほかに、「新しい風」又はそれと類似した記載のある投票用紙は存在していないことから、一般有権者が、申立人を「新しい風」という政治団体等に所属する候補者であると誤認していたと解することはできない。

また、氏名の後に取って括弧を付記した上で「新しい風」と明瞭に記載しており、意識的に他事を記載したことが明らかであるから、それにより何人の投票であるかが推知され、秘密投票制の原則を侵し選挙の公正を阻害するおそれがあるから、意識的な他事記載として無効と判断する。

よって、申立人の上記主張にはいずれも理由がない。

2 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難い票

申立人は、公選法第68条第1項第8号で規定する「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として無効と決定された、別紙その2に記載の4票(別記3-5、同3-11、同3-18及び同3-19)について、申立人の有効票である旨を主張している。

(1) 別記3-5

1 文字目と2文字目に「大塚」と記載されている。3文字目は不明瞭ではあるものの、「哲」の字と類似性が認められる。加えて、梅澤候補の有効票と判定された別紙参考に記載の、別記1-7、同1-11、同1-16及び同1-22の計4票の3文字目「拓」の記載と類似していることから、梅澤候補の「哲」と判断できる。

また、4文字目は判読し難いが、一筆書きで記入し、3画目から4画目がつながったとみれば、「夫」と類似している。

以上を考え合わせれば、「大塚哲夫」と記載されており、「大塚貴充」の氏と「梅澤哲夫」の名を混記したものと解される。

上記第1の1(2)ウのとおり、二人の候補者の氏名を混記した投票は、いずれ

か一方の氏名に近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認められることとなるが、「大塚哲夫」との記載はいずれかの候補者の氏名に近い記載とは断じ難く、候補者の誰を記載したのか確認し難い投票と解されるため無効と判断する。

なお、二人の候補者の氏名を記載したものは、公選法第68条第1項第4号から無効である。

(2) 別記3-11

1 文字目と2文字目は「おお」と記載されている。3文字目は、一筆書きで記入し、2画目、3画目及び4画目がつながったとみれば、「た」と類似しており、「つ」と記載されていないのは明らかである。4文字目は判読し難いが、この文字の2画目と「わ」の2画目の形状の類似性が見られる。さらに、1文字目から3文字目が「おおた」と判読できること、白子町議会議員14名のうち、2割を占める3名が「おおたわ」の氏であること、さらに、本件選挙の選挙人名簿登録者のうち、氏が「おおたわ」の者は町内で9番目に多い172名、氏が「おおつか」の者は44番目に多い45名であり、氏が「おおたわ」の者は、氏が「おおつか」の者の約4倍存在している事実を考え合わせれば、選挙人が、本件選挙に「おおたわ」の氏の者が立候補していると誤認し、「おおたわ」と記載したと解することもできる。

しかしながら、本件選挙の立候補者でそれと近い氏名の候補者は存在せず、候補者の誰を記載したのか不明であるため、公選法第68条第1項第2号の公職の候補者でない者の氏名を記載した投票として無効と判断する。

(3) 別記3-18及び同3-19

仮に、アルファベットの「O」を記載したものであるとしても、申立人は、「O」を自己の通称として町委員会に届け出ている事実もなく、頭文字の記載だけでは申立人を選んだ意思が表明されると認められない。また、そのような解釈を示す証拠もないことから、仮に、申立人の勤務先のロイヤークと一致しているとしても、特定の候補者を示すために、勤務先の頭文字を記載することは、不自然である。

さらに、上記(2)で示したとおり、氏が「おおたわ」の者は、氏が「おおつか」の者の約4倍町内に存在している事実を踏まえると、「O」という文字が「おおたわ」等、申立人とは別の者の氏を示すために記載された可能性も排除することはできない。

したがって、候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効と判断する。

よって、申立人の主張にはいずれも理由がない。

3 その他の投票について  
申立人は、反論書において、別紙その3に記載の15票(別記1-2、同1-3、

同1-6、同1-14、同1-15、同1-33から同1-37、同1-40、同1-41及び同3-6から同3-8)について、「投・開票事務所」なるマニファレストを論拠に決定書を起草することは極めて不適切であり、町委員会の決定書の理由付記に不備がある旨を主張している。

(1) 別記1-2

梅澤候補と申立人の氏は、両者ともに平仮名で4文字であるが、1文字目と2文字目には明瞭に「うめ」と記載され、4文字目は「わ」と記載されており、全4文字のうち3文字が梅澤候補の氏と同一である。

また、3文字目は判読し難いが、その右上に濁点が記載されている。梅澤候補の氏の3文字目は「ざ」であるが、申立人の氏の3文字目は「つ」であり、申立人の氏には濁点がない。

以上を考え合わせれば、「うめざわ」と判読することができることから、梅澤候補の有効票と判断する。

(2) 別記1-3

梅澤候補と申立人の氏は、両者ともに平仮名で4文字であるが、1文字目には明瞭に「う」と記載されており、2文字目は補助線を加えると「め」と判読できる。

また、3文字目は判読し難いが、4文字目の字形の特徴から「わ」と類似性があるものの、記載全体は拙劣であるが、上記第1の3(1)を踏まえ「うめざわ」と判読することが可能である。よって、梅澤候補の有効票と判断する。

(3) 別記1-6

梅澤候補と申立人の氏は、両者ともに平仮名で4文字であるが、1文字目には明瞭に「う」と記載されており、2文字目は補助線を加えると「め」、4文字目は「わ」の形状と類似している。

また、3文字目は判読し難いが、その右上に濁点が記載されている。梅澤候補の氏の3文字目は「ざ」であるが、申立人の氏の3文字目は「つ」であり、申立人の氏には濁点がない。そして、この記載全体は拙劣であるものの、上記第1の3(1)を踏まえ「うめざわ」と判読することが可能である。よって、梅澤候補の有効票と判断する。

(4) 別記1-14及び同1-15

一旦、申立人の氏「大塚」の「大」を記載したが、意思を翻して梅澤候補の氏を記載したものと解されるが、ある候補者の氏名を記載したか意思を翻してこれを抹消し、更に別の候補者の氏名を記載したと認められる投票は無効とすべき理由はなく、これを有効投票と解するを相当とすべきである(昭和31年5月26日仙台高等裁判所判決同旨)から、梅澤候補の有効票と判断する。

なお、「大」の抹消痕は、上記1(4)と同様に、書き誤った文字を抹消したにどまり、公選法第68条第1項第6号の他事記載に該当すると判断することはで

きない。

(5) 別記1-33及び同1-34  
単に梅澤候補の氏を逆に記載した投票であり、梅澤候補の有効票と判断する(昭和27年9月22日東京高等裁判所判決同旨)。

(6) 別記1-35

上記(5)と同様に、単に梅澤候補の氏名を逆に記載した投票であるが、1文字目は平仮名で「う」、2文字目から3文字目は片仮名で「メザ」と記載されており、4文字目は平仮名で「わ」と判読できる。

以上を考え合わせれば、「うメザわ」と判読することができることから、梅澤候補の氏を記載した投票であり、梅澤候補の有効票と判断する。

(7) 別記1-36及び同1-37

単に投票用紙の向きを横に使用し、梅澤候補の氏を記載した投票であり、上記(5)と同様に、梅澤候補の有効票と判断する。

(8) 別記1-40

3文字目から4文字目は記載がないが、「うめ」という文字を含むのは梅澤候補のみであり、梅澤候補の氏を記載したものと解することができることから、梅澤候補の有効票と判断する。

(9) 別記1-41

1文字目は不明瞭ではあるものの、「哲」の字と類似性が認められる。加えて、上記2(1)と同様に「拓」の記載と類似していることから、梅澤候補の「哲」と判読できる。

2文字目は判読し難いが、「夫」の2画目が短く、4画目が標準より左寄りから記載されていると見れば、「夫」と類似している。

以上を考え合わせれば、梅澤候補の名である「哲夫」と判読することができることから、梅澤候補の有効票と判断する。

(10) 別記3-6及び同3-7

1文字目と2文字目に「大塚」と記載されている。3文字目以降は「てつお」又は「哲夫」と明瞭に記載されている。

以上を考え合わせれば、「大塚哲夫」と記載されており、「大塚貴充」の氏と「梅澤哲夫」の名を混記したものと解される。上記第1の1(2)ウのとおり、二人の候補者の氏名を混記した投票は、いずれか一方の氏名に近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認められることとなるが、「大塚哲夫」との記載はいずれかの候補者の氏名に近い記載とは断じ難く、候補者の誰を記載したのか確認し難い投票と解されるため無効と判断する。

(11) 別記3-8

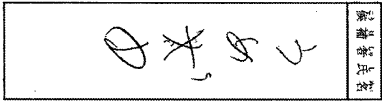
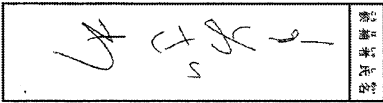
1文字目から3文字目は「おつか」と記載されており、「おおつか」の「お」が

1文字欠落したものと解することができる。4文字目から6文字目は「てつお」と明瞭に記載されている。  
 以上を考え合わせれば、「大塚貴充」の氏と「梅澤哲夫」の名を混記したものと解することができることから、上記(10)と同様に、無効と判断する。  
 よって、申立人の主張にはいずれも理由がない。  
 4 まとめ  
 以上のとおり、原決定の得票数に異動は生じないことから、申立人の主張にはいずれも理由がない。  
 よって、当委員会は本文のとおり裁決する。  
 令和3年10月5日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

別紙

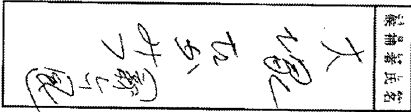
当事者の主張の要旨

別記		効力		得票者	左記の理由
1-1		無効	-		4文字目に「わ」を構成する曲線が存在せず、「0」もしくは「○」の記号が記載されていると判断すべきである。
		有効	梅澤哲夫		記載全体の類似性から梅澤侯補の氏を記載したものと判断できる。
1-4		無効	-		「」部分は傾きが全くなく、垂直に明確な意思を持って直線を書いたことが読み取れる。
		有効	梅澤哲夫		「」も含めた1文字目については、稚拙な文字であるが、「う」と字形の類似性があり、記載全体の類似性から梅澤侯補の氏を記載したものと判断できる。

別記		上段：中立人の主張		下段：町委員会の主張	
効力	得票者	左記の理由	効力	得票者	左記の理由
1-15					
無効	-	3文字目の後の直線「 」に類似する平仮名は存在せず、これを文字と認めることは困難である。	無効	-	
有効	梅澤哲夫	3文字目の後は、筆跡の稚拙から「わ」の字を書き得なかつたものと認められ、3文字目の後に記載された「 」は、意識的に符号ないし暗号となるような投票の秘密を侵すような特別な意図は認められない。	有効	梅澤哲夫	
1-13					
無効	-	「め」の次の文字は誤字を訂正したものと解するのが合理的であるが、当該訂正部分右上に、訂正に加えて「  」若しくは「\」の記号を記載している。当該記号部分の左下部分は訂正の意思を持って明示的に黒く塗り潰しているにも関わらず、当該記号部分だけを訂正することを失念したと考えるのは不合理である。	有効	梅澤哲夫	「抹消漏れのため投票に記載として残った部分」と解する。「逐条解説公職選挙法改定版(上)」670頁には、「抹消漏れのため、投票に記載として残った部分(中略)他事記載と解すべきではない。」としている。
1-20					
無効	-		無効	-	句読点を記載する人物であるならば、姓の直後だけでなく名の直後である「お」の右下にも同様の「 」を習慣的無意識的に記載するはずである。
有効	梅澤哲夫	梅澤候補の氏名を明確にするために、記載全体が二重で記載されており、真面目さを欠き、殊更に記載したものと認められない。	有効	梅澤哲夫	単に誤って不用意に、あるいは、習慣性のもので無意識的に、氏と名を区分するために付したものにすぎない。
1-19					
無効	-	候補者氏名を影付きフオントで飾り付けるよう文字を二重書して装飾しており、選挙人が訂正する目的で二重記載に至ったとは認定できない。	有効	梅澤哲夫	
1-18					
無効	-		有効	梅澤哲夫	

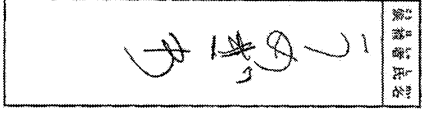
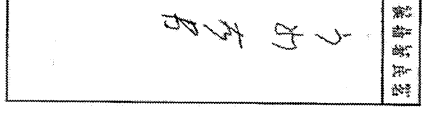
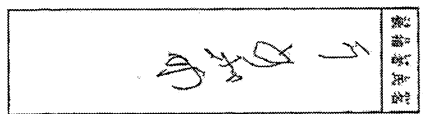
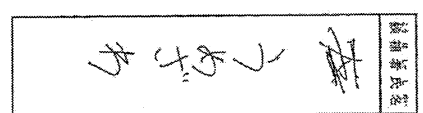
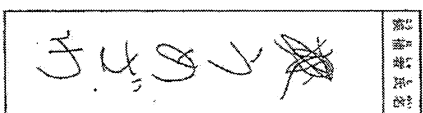
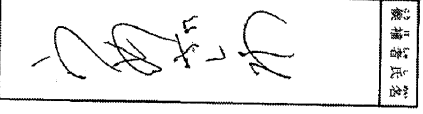
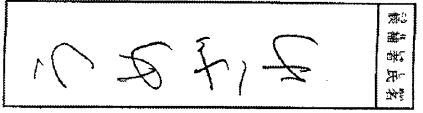
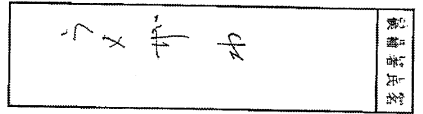
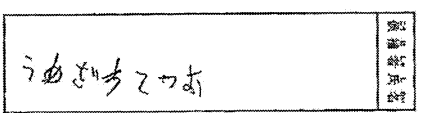
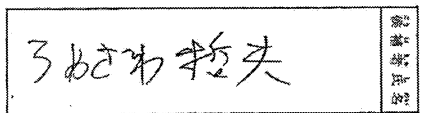


上段：申立人の主張		下段：町委員会の主張	
別記		左記の理由	
効力	得票者		
1-21			
無効	—	「う」の右肩の「一」は、文字構成要素とは無関係の直線であり、その記載態様を鑑みれば意識的に記載されたことが明らかである。	
有効	梅澤哲夫	これらの不要な線は、線の太さ、強さはさほど強くなく、不用意に筆具の先端が触れてできたものである。	
1-22			
無効	—	「○注意」部分の「○」を重ねて「\」を記載しており、その記載態様から意識的に記載されたことが明らかである。	
有効	梅澤哲夫	前記1-21に同じ。	
1-24			
無効	—	「候補者氏名」の「補」に記載した「ノ」は、「候補者」の文字列を力強く斜線にて重ね書きしたものであり、その筆跡は極めて濃く明瞭である。	
有効	梅澤哲夫	前記1-21に同じ。	
1-25			
無効	—	「ツ」の右側に「一」を記載しており、その記載から意識的に記載されたことが明らかである。	
有効	梅澤哲夫	前記1-21に同じ。	

上段：申立人の主張			その2		
下段：町委員会の主張			下段：町委員会の主張		
別記	効力	得票者	別記	効力	得票者
2-16	有効	大塚貴充	3-5	有効	大塚貴充
<p>申立人の政策プログラムのプロファイル上部には「新しい風」との記載があり、申立人は、一般の有権者には「新しい風」という実在しない政治団体に所属する候補者であると誤認されていたと考えられ、公選法第68条第1項第6号ただし書にいう「身分」の類の記載とみるべきであって、申立人の有効票と解される。</p> <p>申立人の候補者届出書及び投票所氏名揭示に記載されている党派は「無所属」となっている。「魅力ある我が町に新しい風を。」との記載がプログラムのプロファイル上部にあるからといって所属政党名と誤認される可能性が高いとは考えにくく、「新しい風」を身分の類と認めるのは難しい。</p>			<p>3文字目の「哲」は判然とせず4文字目に至っては何の文字が記載されているのか全く判読不可能である。したがって、「大塚」の2文字は明確である一方で後半2文字は判然とせず、候補者2名のうち「大塚」の氏名にもっとも近い記載と認められる。</p> <p>3文字目、4文字目の全体の記載の類似性から梅澤候補の名を記載したものと判読できる。よって、大塚候補の氏「大塚」と梅澤候補の名「哲夫」とを記載した混記は、候補者の誰を書いたのか確認し難い投票と認められ、無効投票と認められる。</p>		
	無効	-	3-11	有効	大塚貴充
			<p>平仮名4文字のうち前半の2文字は「おお」と明確に判読できる。次の3文字目については判然としないが、4文字目については「か」と判読することが可能である。</p>		
			<p>申立人の氏の一部と一致するものの、「たわ」の関係のない文字が記載されており、それをたやすく混同され、誤記したものと解することはできない。</p>		
			<p>無効</p>		
			<p>無効</p>		

上段：申立人の主張			
別記			
下段：町委員会の主張			
効力	得票者	左記の理由	
3-18	有効	大塚貴充	白子町内では大塚家のことを指す際にアルファベットの「O」を使用する慣習が広まっている。また、町内随所に当該ロゴが掲示しており、大塚を表す「O(オー)」のロゴは通称化している。
3-19	無効	-	「O(オー)」については、立候補届出に際して通称と認定されていない。町内に多数存在する大塚姓の中から「大塚候補の大塚家」を指すものとして通称化していると判断することは難しい。
	有効	大塚貴充	前記3-18に同じ。
	無効	-	前記3-18に同じ。

その3

別記					
1-2	1-3	1-6	1-14	1-15	
					
1-33	1-34	1-35	1-36	1-37	
					

別記				
1-40	1-41	3-6	3-7	3-8
候補者氏名 いん	候補者氏名 哲史	候補者氏名 大塚 まづか	候補者氏名 大塚 哲夫	候補者氏名 おかのり

参考				
(再掲)				
別記				
1-41	3-5			
候補者氏名 哲史	候補者氏名 大塚 哲夫			

梅澤候補の有効票と決定された票				
別記				
1-7	1-11	1-16	1-22	
候補者氏名 うおかのり	候補者氏名 うおかのり	候補者氏名 <del>うおかのり</del> 哲夫	候補者氏名 うおかのり	

購読料

本号

一部

六〇円

発行者

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

千

〇四三(二三三)二六五八

葉

県